

裁判官任用者数の削減に抗議し、その大幅増員等を求める会長声明

- 1 平成14年3月19日に「司法制度改革推進計画」が閣議決定されて以降、弁護士人口は2万人以上増加した。しかし、この間、裁判官人口は500人ほど増加したにすぎない（検察官人口も500人ほど増加したのみである）。このように弁護士だけが激増したため、弁護士収入の急減、弁護士事務所への就職難、それらを要因とした法曹の魅力低下と法曹志願者の激減を招いている。そして、司法改革が掲げた、裁判の充実・迅速化、裁判所へのアクセスの拡充といった課題の解決は未だ達成されていない。とすれば、法曹の魅力を取り戻すため、全体の司法試験合格者数を大幅に減少させる一方で、司法基盤の拡充のため、裁判官と検察官を大幅に増員するべきである。
- 2 ところで、裁判官任用者数については、いわゆる新司法修習が開始されて以降、第62期司法修習生から106名が任用されるなど、ほぼ毎年100名近くが任用されてきた。

しかしながら、第69期からの裁判官任用者数は78名と大きく削減され、平成29年12月における第70期（司法試験合格者数は1543名）からの任用は65名に止まった。第58期（司法試験合格者数は1170名）からの任用者数が124名であったことと比較すると、ほぼ半減したことになる。第70期からの検察官任用は67名であり、検察官の任用者数よりも裁判官の任用者数が少なかったことにもなる。
- 3 このように、最高裁判所は、他の法曹に突出して新規採用を削減しており、司法基盤の整備とは正反対の方向に舵を切ったのではないかとの懸念もある。また、このような最高裁判所の方針によって、法曹志願者の減少にさらなる拍車がかかることも懸念される。
- 4 よって、当会は、最高裁判所が、第70期司法修習生からの裁判官任用を65名に止めたことは不当であると考える。そこで、最高裁判所に対し、今後は裁判官任用者数を大幅に増加させることを求めるとともに、上記任用者数に止めた理由につき、国民に公表することを求める。

平成30年3月14日

千葉県弁護士会
会長 及川智志